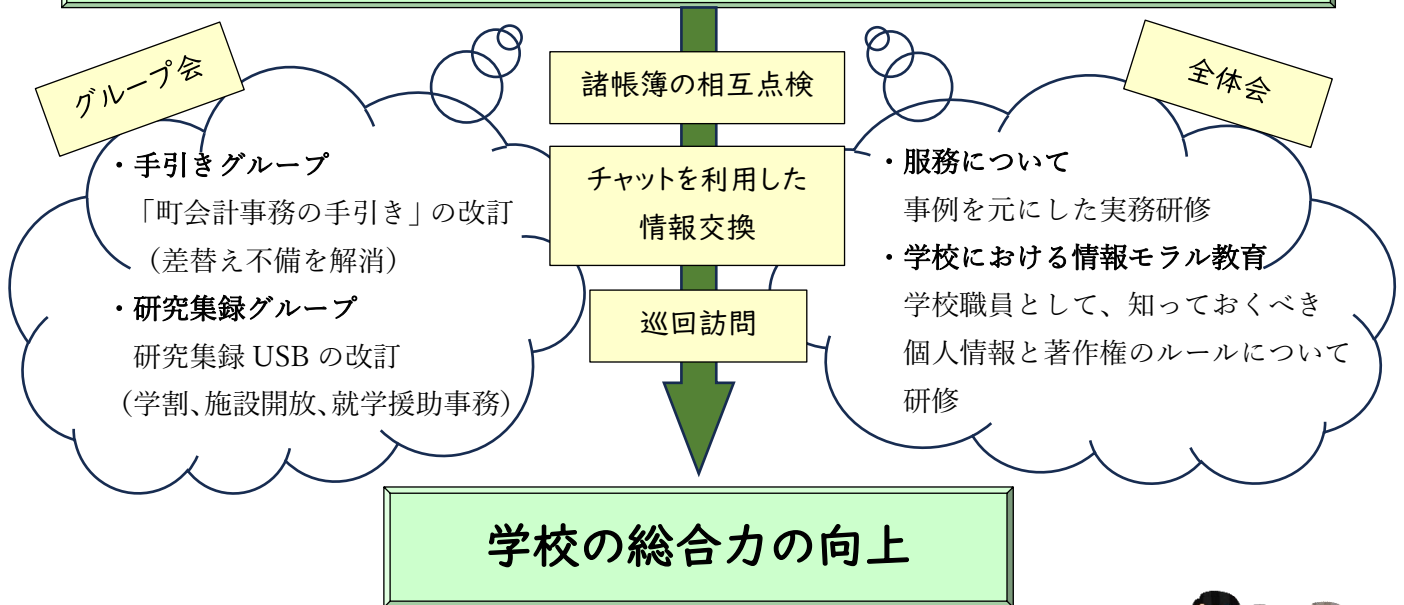




令和5年度事務の共同実施 報告

本年度も事務の共同実施にご協力いただき、ありがとうございました。
事務の共同実施の目的である「正確で質の高い事務の提供により、学校の総合力の向上を図る」のために、グループ会や全体会、巡回訪問等で共同実践を行いました。

「正確でより質の高い事務の提供」及び「学校運営に参画できる学校事務職員の育成」



共済組合の

被扶養者の認定要件が変わりました



令和5年4月より、共済組合の被扶養者の認定要件のうち、年間収入に関する認定要件が変更となっています。今一度ご確認のうえ、申告漏れのないようにお気をつけください。

1. 組合員との一定の身分関係にあること（配偶者・子・父母・祖父母及び兄弟姉妹 等）

※75歳以上の方については、後期高齢者医療制度の被保険者となるため、被扶養者になれません。

2. 主として組合員の収入によって生計を維持していること

※認定を受けようとする者の将来に向かっての収入が、認定基準年額を超えることが見込まれる場合、または、将来に向かっての月々の収入が未確定な者（実績に応じて収入が決まる者等）について、3か月連続で認定基準月額を超えた場合は、被扶養者にはなりません。

	認定基準年額	認定基準月額
障害を支給事由とする公的年金の受給要件に該当する程度の障害を有する者	1,800,000円	150,000円
60歳以上の者	1,800,000円	150,000円
上記以外の者	1,300,000円	108,334円

3. 日本国内に住所を有していること

年度末・年度初めの事務処理

令和5年度も終わりに近づいてきました。忙しい時期になりますが、落ち着いて処理できるように「年度末・年度初めの事務処理チェック」を作成してみました。抜けがないようにチェックしてみましょう！

年度末

- 諸帳簿等の記入もれや確認忘れはありませんか？
- パソコンのデータ整理は済んでいますか？
- 公文書・備品は定位置に戻しましたか？
- 個人情報の管理は適切にできていますか？



年度初め

扶養関係

- 3月末に退職する扶養親族はいませんか？
- 4月から就職する扶養親族はいませんか？
※共済組合員証は就職日以降使用しないこと。
- 進学等で住所が変わりませんか？
- アルバイトやパートを始める（やめる）予定はありませんか？

通勤

- 道路開通等による通勤経路や通勤方法の変更はありませんか？
※異動により高速道路で通勤する場合
- 発令日から5日以内に利用した証明書が必要
- ETCカード、引落口座は本人名義

住居

- 契約更新、家賃額に変更はありませんか？
～異動により引越しをする場合～
- 契約者、支払い＝本人
- 住民票（マイナンバーなし）を2部とっておく
- 住民票の異動は新聞発表後から4/1の間に（4/1が望ましい）

年度初めに限らず、諸手当の認定内容に変更があるときは、すぐに事務担当者へお知らせを！
（届出は事実発生日から15日以内）

臨時的任用職員の方へ

- ★3月の給与から2・3月分の年金掛金が引かれています。
- ◆引き続き、数日以内に任用される方以外は、共済組合員証を返納してください。（最終勤務日に事務担当者へ）
- ◆退職後の健康保険は、家族の扶養・国民健康保険・任意継続のいずれかになります。
- ◆引き続き、数日以内に任用される場合、年休残日数が引き継がれます。（上限あり）

新たに再任用職員になる方へ

- ◆給与・旅費の口座登録及びマイナンバー登録が必要です。
また、所属が変わらない場合でも、通勤届が必要になります。
（扶養・住居手当は支給されません）
- ◆退職時、共済組合員証を返納してください。4月になって新しい組合員証が交付されます。
- ◆退職年の3月31日時点での年休残日数が引き継がれます。